



平成 23 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 メ デ カ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 名	代 表 取 締 役 社 長 渡 邊 信 義
	( J A S D A Q ・ コ ー ド 9 7 0 7 )
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 小 野 吉 広
電 話 番 号	0 4 8 ( 6 3 1 ) 0 0 1 0

### 当社元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。なお、本民事訴訟の提起については、会社法第 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することとなるため、平成 23 年 3 月 22 日開催の当社監査役会において決議をしております。

#### 記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日  
さいたま地方裁判所 平成 23 年 3 月 22 日
2. 訴訟を提起した者（当社）
  - (1) 名称 株式会社メデカジャパン
  - (2) 本店所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番 6 号  
大宮センタービル 13F
  - (3) 訴訟における代表者 当社常勤監査役 中尾 俊彦
3. 訴訟を提起した相手（被告）  
当社元取締役 内田 喜朗
4. 訴訟の内容
  - (1) 請求金額  
損害賠償金 2 億円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年 5 分の割合の金員
  - (2) 請求原因の概要  
当社の元取締役であった被告は、同じく当社の元代表取締役であった神成裕とともに、当社の取締役であった平成 19 年 4 月 11 日から同年 12 月 7 日にかけて、

11 回にわたり、当社の取締役会決議を経ることなく、独断で、また、回収可能性等について一切の調査・検討等も行わないまま、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の合計 76 億円という多額の社債を引受け、これが詐欺によるものであったことが発覚し、同社が破産したため、当社は、うち 35 億円について償還を受けることができなくなりました。その後、当社は、東京地方裁判所平成 20 年（フ）第 14147 号破産手続開始申立事件において、破産者株式会社ファイティング・ブル・インベストメントの破産管財人より最後配当金として金 6060 万 4118 円を受領しています。

上記の被告の行為は、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反するものであることは明らかです。そして、当社には、被告の善管注意義務・忠実義務違反によって、上記社債未償還額 35 億円から株式会社ファイティング・ブル・インベストメントの破産手続において受領した最後配当金 6060 万 4118 円を控除した金 34 億 3939 万 5882 円の損害が発生しています。そこで、当社は、会社法第 423 条第 1 項に基づき、被告に対し、当社に発生した損害金 34 億 3939 万 5882 円のうち 2 億円について損害賠償請求を行うものです（神成裕に対しては既に訴訟提起済みです。）。

なお、現時点では、被告の資産状況が把握できていないことから、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して当社に生じた損害金 34 億 3939 万 5882 円のうちの 2 億円を一部請求しているものです。今後、被告の資産状況が判明した場合は、回収可能性に応じて請求金額を拡張する予定です。

#### 5. 今後の見通し

本民事訴訟につきましては、今後の訴訟の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、本民事訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後本民事訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

尚、上記社債未償還額 35 億円については、平成 20 年 5 月期に有価証券評価損として計上しております。

以上